

反刻

祝詞略解

久保季茲著

一

176.4

Ku744n

Y

014558-001-5

176.4-Ku744nY

祝詞略解(反刻)

久保 季茲 / 著

1冊

M16

ABB-0963

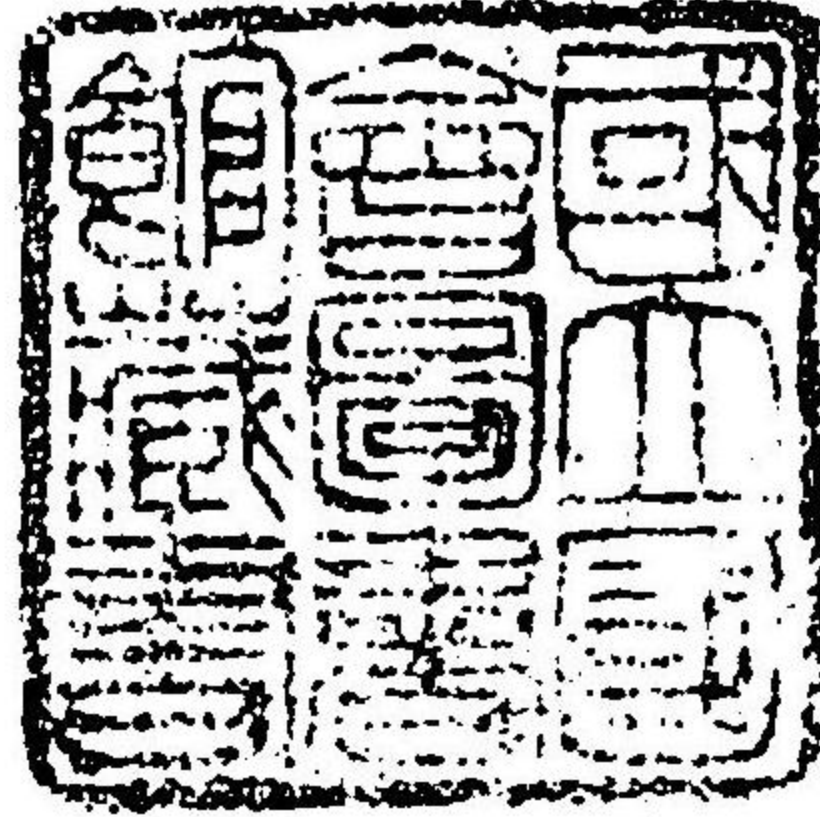
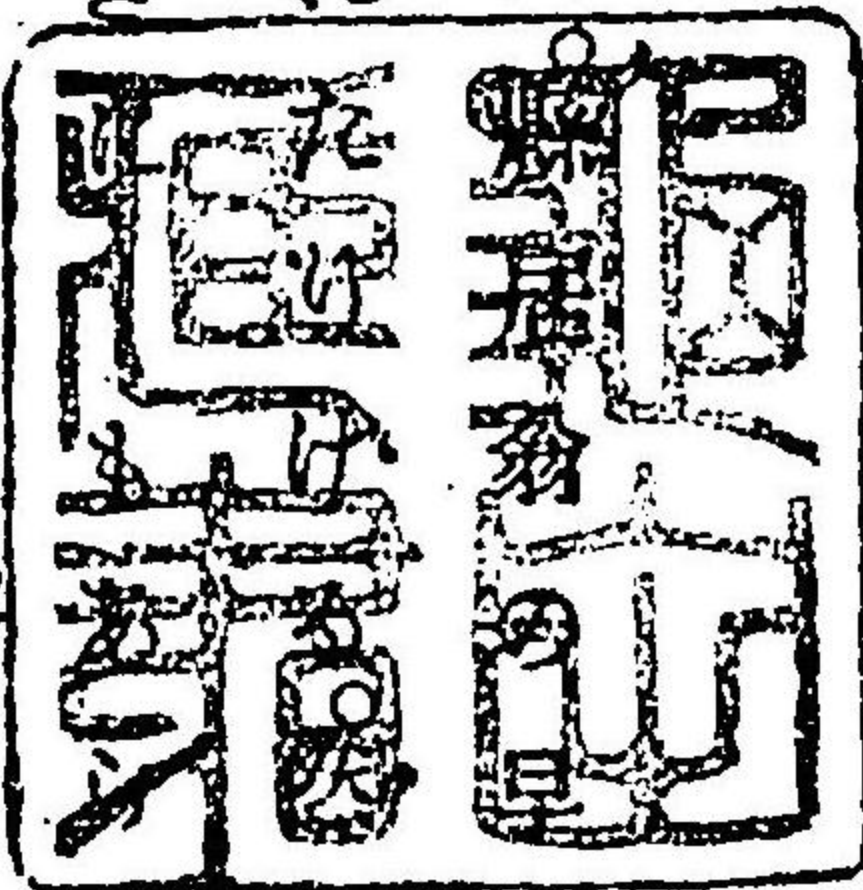


176.4 Ku744n Y

176.4 Ku744n Y

祝詞畧解序

延喜式なる祝詞の卷の。無上尊き御書なる事ハ。宣ひく如く。其解も大人の祝詞考ぞ世に優れど。今より讀見るに。如何ぞや思ゆる説の無き。本居大人の大祝詞後釋。出雲國造神壽言後釋など。最愛たけきと。只此二詞のみにて。其餘の祝詞ハ所々解給へるのみなり。祖父翁乃古史傳。其餘の書に引出て解れたるも有れど。全詞の解ハあらず。ひとり鈴木重胤の祝詞講義ぞ。全き解にハ有ける。然ハあれども。其解委きに過て。用なき事多く。初學の爲には中々の惑ひとあるのみならず。其解説も師説を始め。人々の説と自説の如く記せるみどありて。快からぬ書なり。されば祝詞の解の初學の爲に便宜き書ハ。予が



338161

聞知れるハ無かりしに。久保季茲主の略解ぞいと便宜き書
にハ有ける。主の學博く物記す事に優れたるハ世に知る事
なれを今更に言はず。一日予に言はれけるハ。此略解の中に
重胤の説と多く引けり。彼人の故翁の教子なるに。師家に對
ひて禮なき事もありしと。人として言と廢せど古人も言
へれば。其説と引用るたるを君な咎めそ。さる故由もあれば
此書に序せよとあるまゝ。開き見るに。大人等の説はいふも
更なり。人々の説を擧られ。甚よく物せられて。初學の徒の祝
詞式と讀むにハ。無上書といふべく。神官教導職等の祝詞を
作文らむにも。座右を離すべからぬ美く書は此略解と思ふ
まゝに。予の拙きをも忘れてかくなむ。明治十四年二月の末
つかた氣吹舎のあろし平田胤雄

祝詞略解の首に記を

廷喜式に載られたる祝詞どもハ掛卷も長き神魯岐神漏美、
命以て皇御孫、命に事依し給ひし天津祝詞之太祝詞を本と
して次々傳へ來しものにて甚も貴く愛たき詞どもなるこ
と今更に云ふべくもあらず然るに中世には皇國の古文と
知る人無りしうば殊にめで貴む人も聞えざりつるを岡部、
翁の此考をもものせられしなむ最も貴き功なりけるされ
ど其説いと鹿く今更に見れを違へりと覺ゆるくとも少な
あらず本居、翁の大祓また出雲、國造、神壽の後釋ハいと委し
く愛たけれど其、二の詞こそあれ他の詞どもハ唯少あつし
説れたるのなるハいと飽ずなむ近き頃。鈴木重胤の講義
と云ふもの出來て此は甚委しき解さまなるハ云ふまでも

なく其説も愛たきお多うりと見ゆれど百葉許りなる卷の二十六卷ありて容易ハ讀渡し難くたた本文に拘らぬ事ども、多く中には委しく珍らるなるに過て以何ぞやお不也る説の無に非は殊に世にいと罕ふるものにて志ある人も見ること能はど凡てゆくさまの書ハ初學の徒にハ便宜らぬものなればいかゞ簡易に記し出ばやと思ひ起して聊の閑暇もどめて筆探初つるなりけり故其舛裁はまづ考の説を主と擧げ其違へる事足らざる事は後釋講義また古事記傳古史傳を始め何くまの書ともより抄出て固より初學の爲なれば務めて穩なる解に従ひ一ふし珍しと覺ゆる説の耳新しく異やうなるを取らずまた本文にさしと拘らぬことハ凡て省きて唯文意の大略の通ると要とせり

一本文ハ總て祝詞正訓に據まり斯て全文を擧むも所狭けきば其注解すべき句のを掲たり正訓と引合せ見るべし
一引用の書ども多くハ畧きて擧たきば其例を左に標す

- 考 祝詞考 岡部眞淵
- 後釋 大祓詞後釋同附錄 本居宣長
- 講義 出雲神壽後釋 同
- 後々釋 祝詞講義 鈴木重胤
- 執中抄 大祓詞後々釋 藤井高尙
- 記傳 大祓詞執中抄 近藤芳樹
- 史傳 古事記傳 本居宣長
- 史徵 古史傳 平田篤胤
- 史徵 古史徵 同

此外ハ大凡全き題號を擧たり但日本紀を紀古事記を
記どのと載せり
一所々愚考をも擧たるにハ今按と記せり
一畧解を以て名としたるなきば本文に用なきことハ多く
ハ省けりなきば原書と違へるに似たる所もあるべきと
見む人怪むこと勿れ

明治十一年六月初めに記すつ 久保季茲

祝詞略解一之卷

久保季茲 編輯
吉岡徳明 校訂

祝詞 考云是とこハには乃里刀其登と云ふなり古事記に
天津兒屋根命布刀詔戸言禱白また萬葉八に奈加等美乃
敷刀能里等其等伊比波良倍など有と以て知りぬた乃
里刀とのみ云ふハ略言なり大祓詞に天津祝詞乃大詞祝
事乎宣禮と有は重ね云ひて文を飾る故に上を略き云ひ
また事と言とは古へ相通はく書くこと萬葉に多く字に
泥むこと勿れ伊勢神嘗祭に太祝詞辭とも書たり○後釋
云能理刀碁登ハ宣説言あり能流と云ふ言ハ廣くして上
へ申すにも下へ云ひ聞すにもつかふ言なるを詔字宣字

など上より下へ云ひ聞す方につきて當たるものなり必
と詔宣などの字に泥むべからざ斗久も同じ事にて上へ
申すにも下へ云ひ聞すにも用ふる言なり是も説の字に
泥むべからざりて能理登基登ハ神に申と詞なり○講
義云祝詞とハ皇御孫命と天降給ふ時に親神漏岐神漏
美命の詔命と以て天下の大御政と知食敷行ひ給ばむ
規則を授け傳へ給へるを因據として今其事を物給ふ
に就て皇神等に申させ給ふ詞といふ義なる事ハ祈年祭
詞に高天原爾神留坐皇親神漏岐命神漏彌命以天社國社
登稱辭竟奉とわりて其結文に故皇吾睦神漏岐命神漏美
命登云云稱辭竟奉登久宣とあるにて知られたり凡て祝詞
り自少神ふ申すと人に宣て神を祭らしむるものと二種あり
然れば此祈年祭月次新嘗等の詞の如きは人に宣て神を

祭と云むるもて天皇の詔詞あるを神主祝部は其を承り
て其詞を神に申す詞に取成して傳へ申さありさて祝詞
とは皇祖神等の詔たまひし詔命を承りて即ち其を規則
として祭にまれ政にまれ物する由まて其詞をさまて祝
詞言とば云
あかりけり

祈年祭 考云登志其比乃万都里と唱ふ年とハ五穀の中に
専ら稱を云ふ初春に種子と水に浸すより冬取るまで一
年を経る故かりさて二月四日に祭らる令に仲春祈年祭
義解に欲令歳災不作時令順度即於神祇官祭之故云祈年
○講義云此祭の起元は高千穂宮の大御世よりぞ物給
ひけむ何を以て云ふとならば天社國社と稱辭竟奉給ふ
事ハ天皇祖神の詔命に依らせ給へる由この詞に見え九
る如くなればなり徳明云考に祭の日其式などは後に定
められしものなりと云はれたるが如
へしなる ○今按に此祭の儀の大凡ハ二月四日の平旦に幣

物と神祇官齋院に奠き百官神祇官に集ひ神部諸社の祝部等と引て入り中臣祝詞と宣り此に載たる詞祝部等稱唯と諸司手を拍つこと兩段さて神祇伯幣帛を頒つと命忌部神祇の大案の左右に立ち次第に巫及び祝部等と呼て幣帛を頒つ但し大神宮の幣物は別の案委しくハ儀式神祇令などを見るべし

集侍

考云此訓儀式に大祓處爾參集讀日未爲字とあるを古那波禮留と書たれば字其那波里波牟倍留と訓べし○後釋云右の儀式の訓註に依て集侍の二字と字古那波禮留と訓べし古の清濁はいふゝあらむ詳ならざ今姑く清て讀べし凡て何れの言も清濁の詳からざるは姑く清て讀べきなり古言ハ濁音少けれをなり○執中抄

云ずひなはきるとは百千の人の正しく立並びていと靜に群りたるがさとおに其頭の少くづゝ動くさまと云へる詞にてずひハ動なりなはれるは万葉集に疊有青垣山とあるはると同言にて立並ふと云ふ詞なり

神主祝部等

考云神主は其神に親しく仕奉る人なり祝部は其社の事を執る人なり社によりて神主と祝部の在ありりまた神主即ち祝部を兼祝部また神主を兼るもあり三代格よ其事の定め見ゆ○講義云祝部は神主に次て其社の事を取る人なりされば侍在の義あるべくや云々神主は社事を總べ主りて其任重きを常にハ祝部として其本社に令侍り御供以下の物と調進し親しく侍る義なるべし

諸聞食止宣 考云聞食とは聞給へと云ふに等しくて食も給も共に物と心に乞く得ることを云へり○後釋云諸は上に屬て訓べし古事記に天神諸などあるが如く宣は能留と訓べしのたふふと訓ハ非なり此は中臣の自ら云ふ言にて俗言に申聞すと云ふ意あり○講義云儀式に中臣進就座讀祝詞とある是あり今祈年祭を行へる爲に神主祝部を諸國より京に召上せ給ひ神祇官にて齋部の仕奉まゝ幣帛を諸社に斑ち奉らゝめ給ふとして先づ神主祝部と呼立て天皇の詔詞を承えまゝと中臣の云ひ聞しむるなり宣とは朝廷の御規定の隨に受賜は神主祝部等稱考云祝詞の文の一段訖る毎に唯と申すと云ふ右の集まり此所まゝは先づ告る言のみ本文は左に

あり○講義云此より次々なる祝詞ともに云々と宣とある所何れも稱唯する詞ぞと云ふ事を教へ給へる者なり高天原爾神留坐 考云天ハ高ければ多可安麻と云ふと安を畧きて多可麻と云ふハ音便なり原ハ野原河原など云ふ原と等しく廣く平なるを云へり神留ハ續日本紀の宣命に神積とあるに依て加牟都麻理と訓べし○後釋云神留の神は神集神議などの類にて凡て神の御上の事に云ふ言なり古へは加牟と慥に唱へしことなるをふんと撥て讀ハ後世の言にて正しうらぶんと撥る言ハ上代にハ無りしかり又神を加牟と云ふは木を許某稻を伊那某船と布那某と云ふ類にて上にある時言の轉る格なり都麻流と即ち留るなり今の俗言に物の滞りて行通ら

ぬ事をつまると云ふも留る意にて同じ○講義云高天原
爾神留坐とは全世界に神靈の充塞り御在ることと顯明
より幽冥に取分て申せるなり因て思ふに都麻利は鎮に
近き語なり志豆麻利の志
其一所を其と標的て狹きを都麻利
皇睦神漏岐神漏彌命以考云皇ハ統と云ふことにて天と
統知坐を皇大御神と云ひ國を統知坐を皇大君と申す尊
言あり睦々天皇の皇祖神とちあれば御親との由なり○
後釋云皇ハ須賣良賀と訓べし睦々牟都云云と下に屬く
言なり是を昔より皇睦と續けて須賣牟都と訓來れる也
あるべき語に非ず下詞に皇吾親神漏岐命神漏彌命云云
出雲神壽詞に親神魯岐云云孝徳天皇紀に今我親神祖之
所知穴戸國中云云是等を以て睦々下に屬て讀べきこと

と知るべし○講義云皇睦ハ皇御孫命の御祖と申す義あり
神漏岐神漏美ハ上在君上在女にて古語拾遺に謂ゆる
神魯岐ハ高皇產靈神神魯美ハ神皇產靈神にて全世界に
有ゆる八百萬千萬神の最上貫首の神たる由なる也汎
男女の皇祖からぬ神をも尊みて然申せり○考云此所
二の命は崇りて申す命に非ざ詔命なり○後釋云命以と
は詔命と以て仰せ付らるゝと云ふ此言下の止事依奉支
と云ふへ係れり○講義云神漏岐命と神漏彌命とに因て
なり命ハ詔命の義なるも重複れるも誤ならざ結句に神
漏岐命神漏彌命並稱辭竟奉とあると合せて知べし同し
二つ復て云ふも古語の一格なり
天社國社 講義云天神社國社と云ふ意なり如此天神社

國神社と稱辭竟齋祀り給ふことは皇祖天神に依れりとなり神代紀に高皇產靈尊勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉とある此事と通ふたり○考云此祭に預る神等は京畿諸國と合せて式の時三千百三十二座なる中にて國司の祭る二千三百九十五座德明云千百九十九座とと除きて七百三十七座と此神祇官にて祭らせ給ふなり其諸國にても此官の祭に准へて祭る由式に見えたり○講義云皇御孫命の天社國社と齋ひ祭り給ふことは諸祖天神の詔命に依給ふことは云ふも更なり年中恒例臨時の祭祀の全は悉く皇祖天神の詔命にて皇御孫命の天降坐る時に天下と知食さむ大御政の最第

一に授け賜ひ傳へ給ふものあること炳焉○今按に神祇と齋ひ祭ることは天下を治むる第一の事なる故に皇御孫命の天降坐す時神魯岐神魯美の命以て天津祝詞乃太祝詞を傳へ給ひ天社國社に稱辭竟奉れと令せ給ひこと詳に古史傳同徴るどに云えられたり其ハ甚長ければ引出せず其書どもに就て見るべし講義の説をやめて其を祖述せるものなり

稱辭竟奉 考云多々問其登とは其神の御徳を悉く言擧盡すを云へり是は次に奉る種々の幣帛仕奉る人の勞を擧るも本其皇神を崇むより出る故に此中に入ぬ竟は盡すを云ふ古言なり萬葉に正月立春の來たらば如此くこ鳥梅を折つゝ多努之岐乎倍米とある此を家持卿の追和

一歌に春裏之樂終者とよめる乎倍の言も共に樂みを盡すことなり○後釋云多々閑は水と湛ると同言にて満足はす意なり今世の言に海湖の滿極れるを潮のたへへと云ふも同く凡て神を祭るには事とも物とも満足はし盡し極めて申すことにて即祝詞の語是なり此祝詞にて云はゞ千類八百類爾云々鹿間高知云々大野原爾云々などやうに言を盡し極めて申す是稱辭竟奉るなり竟は極め盡す意かりさて神を祭るには必ず然とる事なる故に稱辭竟奉と云へば頗て祭祀ことになりて此所も天社國社と齋き祭る皇孫等と云ふ意なり餘も准へて心得べし皇神等 講義云何れの神とも尊とて如此白すなり此は天社國社に鎮座す許多の神等を取總て稱せるにて四時祭

式に祈年祭神三千百三十二座大四百九十二座小二千六百四十座神 官祭神七百三十七座奠幣案上神三百四座不奠幣案上祈年神四百三十三座とある此等を總て三千百三十二座の神等を天社國社と稱辭竟奉らせ給ふなり然れば皇神とは必ずしも天皇の御祖と申す意にあらず尊稱と知るべし

今年二月 考云二月四日かり○講義云二月は田の業を始むる月なれば先づ此御祭を行ひ給ひ其業を起す由なり初年初將賜登爲 考云年ハ稻なり初とは此時種子を漬け田をも耕し初むれば初とも云ふべし○講義云此ハ百姓の業あると天皇の初め給ふ由に宣へるハ此大地は天皇の御國と皇祖天神の附與し給ふ中にも殊に此水穗國

は天香の御食國と定め給へれば山川田野悉皆天皇の御有なるを天下の百姓に頒ち預らしめ給ひ稻穀もまた皇祖天神より天皇に授け進らせたる物なると天下に頒ち作らしめ給ふなり是を以て御年初め給ふと天下百姓の作業と大御自らの任やして祈白させ給ふなり恐しども辱しども遍き御惠の尊きは言も意も及ばずなむ考よ或祈の誤にて御年祈ならむと云へり然も有ぬべしと云はれたる此或人は何なる無識の人ありけむ見遣し難き曲也○今按に出雲本に引る貞享本と云ふには祈と作る由なれば或人の言も據無に非ず然れど講義の説宜しくおぼゆれば其に従ふべし

皇御孫命 考云日子穗能邇々藝命より同一日嗣知食す大御次にませば今の天皇をも御孫命を申し奉れり○後釋

云御孫を美麻と訓ことは續紀十五の歌に美麻乃嬬已止とありさて爰の御孫命ハ邇々藝命を指て詔ふなり是よりして御代々々の天皇何れをも如此申せる御事あり○史傳云須賣ハ天皇命皇神などの須賣と同じく美麻ハ御眞子を略ける言にて麻那古と云ふに同じ万葉十九に霍公鳥を詠る歌に古へゆ語繼つる鶯の宇都之眞子可云々とあり此ハ九卷に人からば母之最愛子ぞと詠ると同じく愛親しみ稱たる語なり故皇美麻命と申すハ天忍穗耳命の御事を詔給へるお始にて大御神の日嗣を知食す御代々々の天皇命の大御名となれり

宇豆能幣帛 考云宇豆ハ嚴しく大なる義なり神代紀に珍子珍此云神武天皇紀に珍彦此云宇大殿祭詞に皇吾宇都

御子また万葉に皇朕宇頭乃御手などあると合せて知るべし。とてくらゐ万の物と置座に充て奉るを云ふ。○今按に記傳にみてを御手の義に説れたれど猶考の説に依るべくおぼゆ講義も然云へり

朝日能豊逆登 考云日の出る時ハ其日の佳時なれば必ず此時を用ふとしもあらねど如此云ふなり豊い稱め云ふ詞かり逆登ハ下に榮登と書しに因るに榮え登る意あるを逆は倍て書しと爲へく古事記に阿佐比能惠美佐加延岐氏ともあればなり

稱辭竟奉登久宣 考云宣と唱へ詠る毎に神主等唯々と申すこと上に同じ下此に倣へ祝部等此時忌部の頒つ幣帛を受去て其社々へ奉りて祭をなすなり令集解に中臣宣祝

詞者時行事宣參集之社々祝部等也とあるハよ義解に以告神祝詞宣聞百官と云へるハ誤なり下の辭別云々の條に神主祝部等受賜云々とある幣のことハ此條々にあるを總て云へるにこそあれ百官に聞しめて何とかせむ○講義云考に義解に云々と云へるハ誤なりと云はれたれど式また儀式に大臣以下諸司主典以上も參集して此を檢見する由かりされと大臣以下百官に向て宣るにあらねば稱唯せざるにこそあれさて高天原爾神留坐よりこの稱辭竟奉久まで天皇より祈年祭に預り給ふ神に申させ給ふ詞なり謂ゆる皇祖天神の詔命を以て天社國社と稱辭竟奉り給ふ皇神等の御前に今年二月に御年初め給はむとして其御祈の爲に皇御孫命の珍貴の充座

を班ち捧げ進られて稱辭竟奉り給ふとなり如斯て上に
集侍と云ふより此稱辭竟奉_久宣と云ふまの詞は其事
を行ふ人に合すと其人の其神の御前に申すべき詞と
を一つに擧たるものなり集侍神主祝部等諸聞食登宣は
宣命なり次に高天原爾神留坐より稱辭竟奉_久まのハ神
に奉らせ給ふ御祈の祝詞なり然るを神主祝部等に傳へ
て申さしめ給ふ故に稱辭竟奉_久宣と云ひ續けて此は
宣命なり如此兩事を兼て聊も紛らばしきこと無く條理
貫通りて鮮明なるは古文の妙なり此を一括にして見る
時は神主祝部等に命
せ給ふ詔詞の如くなりて何の別も無が如し然れは上の
集侍云々聞食登宣と此の宣とは神主祝部等に受賜はら
しめ給ふ宣命にて神ありと知るべし
御年皇神等 考云御年神の事を下にも皇神と申とは其大

神に向ひて崇め云ふの事○後釋云神名帳に大和國葛上
郡葛木御歲神社名神大月とある是なり○記傳云年の田
寄なり多與の切り登り與世と與志とも云へる例古に
多しさて登志の殺の事なり其ハ神の御靈もて田に成て
天皇に寄し賜ふ故に云へり田より寄と云ふ義に
て殺を登志と云ふあり○講
義云神名式に大和國葛上郡葛木御歲神社とありて一柱
あるを皇神等とあるハ必ず其相殿神御在とこと著し記傳
に祈年祭に預り給ふ諸社を總て云ふと云はれたれは諸
社に坐を神の事を及ぼして御年皇神等とは云ふ可らず
故熟思ふに御父神と坐と大年神また御子神と坐と若年
神も同じ御徳の神に坐せば御力合せ給ひて鎮り座とこ
と疑ひ無し是と以て御年皇神等と申せるなり神名帳ふ
る所は一座の如くなるも其祀る所は幾柱も並坐す例と
聞えて大和國城上郡大神大物主神社とあるも一坐なる

を大三輪社鎮座次第に大己貴神少
彦名神坐す由云へり此餘多かり
依志奉牟考云與左志ハ神魯岐の御孫命に水穗國と依賜

ふちふに均く是も御年を知り坐を神等の其御年を御
孫命に依奉て成幸へ給ふを云ふ

奥津御年考云五穀の中に稻ハ最末に熟る故に與と云へ

り譬へば同じ稻にても晚く成るを與手と云ひまた渾き
ことを万葉におくると云へるが如く

手肱爾水沫畫垂考云てのひちをたかひぢと云ふハ音便

なり船の人をふなびと云ふ類多しみづのあわとづを
畧き且つのあわの約りななればみなわと云ふも古の例な

り○後釋云多くの中にて僅摘出て云ふ古文の例にて田
を佃る始終の業どもを皆これに含めたり○史傳云畫ハ

攪の意に借れり○講義云田に苗を殖るに水沫を畫き垂
すとあり

向股爾泥畫寄氏考云向股ハ古事記に堅庭者於向股踏那

豆美とあるに等し畫ハ同記に鹽許袁呂々々邇畫鳴ち

ふ畫の類にて今ハ手して泥を搔よする由なり○講義云
苗を殖たる後に草を取棄るちまなり

取作牟講義云取ハ手に探るに非ず身を以て其事を執る

なり取撫また取持あせ天皇に事依し奉り給ふ天下の稻
穀と百姓の取作る義あり

八束穗能伊加志穗考云八の言ハ彌の略にて此所ハ彌握

も長き稻穗と云ふい。か。ほ。ハ盛に足りて勢ひ嚴なる穗
と云ふ故にい。か。ち。ふ。言に紀にも此にも嚴重茂などの

字を書たり

初穂波手 考云其秋の新稲を先づ神に奉ると初穂と云ふ○

講義云此初穂ハ朝廷より奉らせ給ふ其社の圭田より奉るかと思ふに此は決く新嘗祭に奠らせ給ふ幣帛を指て申し給ふなり四時祭式新嘗祭の條に奠幣案上神三百四座並大社一百九十八所前一百六座とありて其詞に今年十一月申卯日爾天都御食乃長御食能遠御食登皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾皇神等相宇豆乃比奉氏堅磐爾常磐爾齋比奉利茂御世爾幸印奉牟依志千秋五百秋爾平久安久聞食氏豊明爾明坐牟皇御孫命能宇豆乃幣帛乎明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏朝日豊榮登爾稱辭竟奉久白とあり是祈年祭の饗謝なるに併せて尙思ふに踐祚大嘗祭式

拔穂の條に悠紀主基の國の齋郡に齋院を作りて祭神八座とある其最首に御歳神を擧られたる事の少縁ならず聞ゆるを以て彌よ新嘗祭なること決きものなり六月十日次祭とも此祈年祭詞と大同小異おて擧られたる二月十日御年神の詞なきは此神は稻穀を作る事に依て祈年新嘗にこそ祭られ給へれ月次には由なきを以てなり

千穎八百穎爾 考云穎は稻の穂なり神に奉るには穂をのこ切て藁とば去て其穂と束ねて竹に掛めり下に掛稅千稅餘とある是なり次下に御酒汁米和稻荒稻など云ふは皆此千穎の穂の中よりなり分るものなり江次第にも本穎本謂之稻切穂謂之穎これなり古書に多りれど引にとよばず○講義云此は奉置とありて掛稅ならず同物なから此は此彼は彼にて其獻る狀の異なるものなり混

べりらだ

麴閑高知 考云麴は酒と醸むかめなり古へ酒とば醸たる
麴なぬら神に奉る故に此言あり閑は借字にて上と略き
て閑と云ふ古言の例なり依て下に麴上と書く文もあり
高は其麴のたけの高きみり知は麴なり敷とは繁きと云
ふこと彼千木高知とも千木高敷とも云ひ太敷坐とも太
知坐とも云へり○講義云高知は高く著く見ゆる由かり
考に云々あると似たることなるら然る由非ず

麴腹満雙 考云上には麴のたけ高き云ひ爰には其が腹
に酒を満漉へ且つ麴の敷多き由にて雙と云へり○講義
云腹は麴の太きなり

汁 爾類 考云汁といふは右の麴の内の御酒のことを重
母 類 母

ね云ふに言を替たるのみ類も右の千類八百類の類と再
び云へり○後釋云汁とは酒を云ひて即ち上の麴閑云々
是なり類は上の千類八百類是なり然れど汁にも類にも
と尤上の二種を指して云へるなりさて此語諸の祝詞に
多くある中に此所なるは語調ひて理よく聞ゆると他の
祝詞なると皆云ひざま悪しくて理きこえ難し

稱辭竟奉年 講義云此祈年の時に新嘗に奉り給はむ料物
を豫て申させ給ふなり考に右の初穂をば千類八百類に
奉置くと云ふ言を引掛て心得べしとあれど穩當ならず
次ある満雙てよりも引掛て心得べし○今按に此より下
二の稱辭竟奉むは神等の御守護に資て成熟る新穀は種
々の幣帛を供て奉らむと申し給ふなり

甘菜辛菜 考云甘菜は菁菜薺の類ひ辛菜は蘿蔔野苴の類

ひいと種々なり

鱸乃廣物鱸乃狹物 考云鱸はひれを云ふ廣物狹物は大小の魚なり

奥津藻菜邊津藻菜 考云海にては彼方を於伎と云ふ即ち於久と云ふに同じ藻をば毛波と云へり陸の方を邊と云へり邊の字の音に非ど○講義云奥と邊に大小の義あるべし鱸の廣物鱸の狹物に對たればなり

明妙照妙和妙荒妙 考云五色の絹布を奉れば色を以て照る明ると云ひ織の細き荒きを以てえ荒和と云へり妙は借字にて萬葉などに栲と書しハ正字なりさて多倍は此類の物を總て云ふ名にして古ハ栲麻の布を細きを和

妙繻きを荒妙と云ひいと今の京となりて絹を和妙麻を荒妙と云へり式即ち是なり言ハ古へにて物ハ異にるれること多く能くわいためずば違ふべし○講義云祈年祭また新嘗祭幣物に五色薄絶各五尺など云へる類是なりさて思ふよ明妙は染たる絶どもの映しきといひ照妙は色ハ何にまれ光澤ありて美きを云ふなり倭文また木綿麻などを荒妙と云ひ色に染ず光澤の無き絹を和妙と云ふなるべし

御年皇神 考云此ハ殊に穀に依給ふ神一柱を申す故に等と云はず○後釋云神名帳に大和國葛上郡葛木御歲神社名神大月次相嘗新嘗とある是なり○講義云上には皇神等と申して其社に座す總ての神を云ひ此は御年神一柱

と指て云へりさるる祈年幣物の餘に白馬白猪白雞と奉
らせ給ふこと其脚一柱に係りて他神の預り給はぬ所な
ればなり

白馬白猪白雞 考云馬は下文に馳出物止御馬と云ひて神
の乗ますため猪を豚にて御費の料雞は時と告る故に社
にも必ず奉りぬ白を用ひらるゝハ止雨祈に白馬を奉る
より思ふに日白くして荒き風雨無らむ爲に取るならむ
此所云ふ猪ハ豚にて野猪ならぬこと儀式の此祭に京
畿貢白雞一雙近江國豚二頭とあり○史傳云神代の古事
え白猪なるを此ハ得難き故に後にハ豚に替て獻れるな
り但其を近江國より奉らゝめ給へる由緒ハ詳ならず○
講義云古語拾遺に宜獻白猪白馬白雞以解神怒とある如

く此神のいたく好ませ給ふ物なり白猪ハ何の爲なる事
を知らず考に御費の料ある由云はれたれ然らず其は
又白きを何れ爲に愛たまふ事を知らず然るを考に云々
白きを用ひてよとの神の乞はし給へるよと云はれたれ
白くして荒き風雨無らむ爲の儲みあらま能く此方より
れ文意を悟るべし

種々色物 考云右に擧云へる御服御酒類海山れ物どもと
つゞめて種々云へり色とハ品と云ふなり○講義云祈
年幣物と云へて然まば初穂以下の文に拘はらず考云々
理なく右に擧る云々の將來の新嘗祭に行ふ所の幣帛に
して當前の幣物に非ず

宇豆能幣帛乎 考云幣帛乎の下に備奉とといふ言を省く
こと上の如く徳明云言を畧く非ず此

大御巫 考云御巫は職員令集解に巫者知鬼神之道者也。在男曰巫在女曰覡一説在男曰覡在女曰巫此令取此説員數考選者待式處分別記御巫五人倭國巫二口左京生島一口右京居摩一口御門一口云々宮中の神の條に神祇官齋院在御巫等祭神二十三座云々取處女堪事充之○後釋云此八柱神は天皇の御守護の爲に齋ひ祭り給ふ神等なり○諸の巫の中に神祇官乃八神と祭るとば殊に御巫と云ふ○講義云神名式に神祇官西院坐御巫等祭神二十三座とある此中なるが云々神祇官は八神と齋ひ奉りて他社と異なるば取分て大御巫といふなり巫を加牟能古と云ふ事ハ天野信景が塩尻に世俗稱巫女爲神子古訓美或曰美加武乃古按楚辭雲中君朱註曰雲神所降也楚人名巫爲靈子

若曰神之子也以此見之則神子之稱倭漢同其意とあるハ然ることあり

辭竟奉 講義云考に稱字を他例に依て補はれたれども諸本皆無に依て本のみは措つ稱辭竟奉ハ其祭祀に與る物に就て云ひ辭竟奉ハ唯に其齋く神の御徳を申し出る時に用ふる詞なり云々稱辭竟奉ハ祭にも神の事にも互りて廣く辭竟奉ハ神の御上にのみ云ふ事にて狹き詞なりと知るべし云々大御巫生島の如く祀る御巫に就てハ辭竟奉と云ひ座摩御門の如く祭る所に就てハ稱辭竟奉と云へり

皇神等 講義云神名式神祇官坐御巫祭神八座並名神大月次新嘗とある此御社あり古語拾遺に仰從皇天二祖之詔

建樹神籬所謂高皇產靈神皇產靈現留產靈生靈足產靈
大宮賣神事代主神御膳神以上今御巫所奉齋也とあるを
記傳に從皇天二祖之詔とあるは正しく彼神代紀ある詔
今云則ち天津神籬云々と云へり云はれたるは然るこ
とある詔敕を指すなる云へり云はれたるは然るこ
となり

神魂高御魂

講義云神魂高御魂は古語拾遺に高皇產靈神

皇產靈と次第たる如く凡て神典の正實ハ如此なれば必
ず然あるべきものなり此神祇官の祭らせ給ふをのみ然
誤れるより廣きなり○今按に此二神の御名義御功德等の
事ハ古事記傳古史傳と始め諸書に委しく人みふ大かた
知りたるべければ記し出ず

生魂足魂玉留魂

考云神祇令の集解鎮魂祭に云へる饒速

日命自天降る時天神の授給へる生玉足玉死反玉道反玉
云々とある十種神寶の中の四つは即ち此所の生魂より
下三神と言も功も均しきを思ふに天皇の御命長く御稜
威足ひ又死たる魂を蘇生せ黄泉の道より反りなど給
ふ彼伊邪那岐命の御功ある神等よりけり○記傳云玉留
魂は多麻都米牟須毘と訓べし都米尤留なり浮れ行く魂
と留め給ふ靈に坐すなり

大宮乃賣

考云太玉命の子にして天照大御神の宮の内

事を執り給ひ内侍の天皇に仕奉る事の本なり下の大殿
祭また古語拾遺に見ゆる如し

大御膳部神

記傳大宜部比賣神の下に云宜ハ食にて部ハ
助辭なりさて此食を放ちてハ宇氣云ふ大宜と續く故

に省きて云ふ大御膳津神と云ふは正しく此と同名なり
津の下に之を添て
唱ふるは非なり ○講義云古事記に大宜都比賣神と見
えたる御名に等しく御名式には御食津神とあり此は豊
宇氣大神に坐り云々記傳に大食と説れたる如く御食と
知看す神なり ○今按に倭姫命世記云調御倉神宇賀能美
多麻神坐亦號大宜都比賣神亦保食神神祇官社内坐御膳
神也とあり猶此神の異名多く座すこと古史徴を見て知
るべし

辭代主 記傳云此八座の神の内餘の七柱は何れも天皇の
大御身の上と守り福はへ坐す神等なるに準へて思へば
此言代主神之父の大國主神の言に八重言代主神爲神之神
御尾前而仕奉者違神者非也とあり此等の故由にて殊に

天皇の御守護神なればなるべし ○今按に此八神の御事
は種々の説あり講義にも委しき考ふれと思ふ旨ありて
今ハすべて省けり尙別に云ふべし

手長御世 考云手は發言なり ○後釋云手長は足長なり萬
葉に御壽者長久天足有とあり

堅磐爾常磐爾 考云加伎波ハ加多伎以波の多と以とと略
き登伎波は登古伊波の古以の約り伎なれを登伎波と云
へり皆かへらぬ事の譬なり ○講義云爾ハ辭なりと雖ど
も比喻の物よ承たるは皆如字の義な中臣壽詞に八
桑枝の立榮仕奉とある乃と同一詞なり

齋奉 考云以波比ハ伊美と延べ云ふにても凶事を忌避
て吉事を用ふると云ふ言なり此所は君が御代の變り移

ふことと忌避て磐の如く堅く常くへに此幸はふ神等の
幸はへなく給ふを譬へ云ふなり漢國は祝賀慶忌齋など
の字を作りて各々小別して目標とせれど皇朝にては此
言の忌てふ一つなるを事に従ひて分ち知ることなり後
世人ハ漢文字によりて惑へり○講義云幸問奉とある對
にて古文の例必だ然なり伊波比は不祥事と忌避て善ら
しむるを云ひて此を神の方よす天皇の御爲に忌む奉
て万に惡き事なく善らしむるを云ふ伊波布ハ其根基の
堅固不動あるを祝き云ふ語あるが佐伎波布ハ其枝葉の
茂盛繁榮する由の祝言ある然まば伊波布ハ齋延にて佐
伎波布ハ幸延なること更なり
茂御世 考云既に茂穂の所に云ひつ

皇吾睦神漏岐命神漏美命登 後釋云此ハ皇祖神ならぬ神
等もあれども厚く尊み給ひて皆皇祖神として祭り給ふ
由なり登と云ふ辭これなり萬葉十四に信濃なる千隈の
川のさゞれ石も君く踏てば玉と拾はむとある此玉どの
どに同じ玉ならぬ石を玉として拾はむとなり是にて心
得べし○講義云第一の詞に神漏岐命神漏美命以云々と
あるを受たるなり此みる登の辭は皇天二祖の詔を指な
り然れば登の詞にてと云はむ如く其例は明御神止
御宇天皇など申す登あり皇祖天神の詔命に依て天社國
社と稱辭竟奉り給ひ恒例の祈年以下の御祭典も皇祖天
神の詔命に依て行たせ給ふとなす○今按に此兩説とも
に捨難くおすれば並へ擧つ見む人撰て取るべし

宇豆能幣帛乎稱辭竟奉 後釋云奉は獻る意とまた祭る意
 とある言なれを稱辭を竟て獻ると云ふ義になるなり
 座摩考云爲賀須理と云ぬことと座ハ令集解に居とも書
 けり爲と訓むことは定りなり然れども座も居も借字
 にて井之後ちぬ所の名にや有けむさて是は御井神の祭
 なりまた式に御川水祭にも此座摩御巫と用ひらるゝを
 思ふに其初め井の邊に坐す神と御井乃神と祭らまゝに
 やまた席摩とみおすりと唱るゝも定かふる由見えねば
 思ふにゐなでと云ふにたあらざるか然らば井之塘の意
 なる故に御井また御溝水にも祭らるゝならむか○講義
 云神名式に座摩巫祭神五座並大月次新嘗とある神の祈
 年祭の詞なり古語拾遺神武天皇段に座摩は大官地之靈

今座摩巫所奉齋也と記さきたる是にて御溝水乃神に坐
 たり四時祭式に御川水祭座摩巫各行事とあるにて知らま
 たり此に依て思ふに座摩ハ考の一説乃如く井之塘にて
 も有らむ井之塘即ち溝にて御溝水なる事云ふも更な
 りと拾遺に大官地之靈とあるは大官地は御溝水を以て堺
 次津國西生郡の地名に云々ちて式にも同郡に座摩はもと
 敷坐し大地仁徳天皇宮造り給ひて宮中に齋まはれ故
 に其後大和山城と云ひ遷り給へり云はれたれは後
 の説に合はず且仁徳天皇の齋地なり給ふ所も大官地
 も朝の合はす宮地の領坐して齋り給ふ所も大官地
 し給ひしや此等の主領坐して齋り給ふ所も大官地
 此申さし給ふ後都を遷さる地あり元より鎮坐す神の如
 必御在坐せ給ふとせむ其無禮し地と元より鎮坐す神の如
 には御名式に齋津國西生郡座摩社とありは徳天皇心
 却大宮地に遺り給ふせ國西生郡座摩社とありは徳天皇心

地の地主神に非ずして大宮地の靈物
の神と坐り靈と御恩願の義なり

生井 考云神名式に生井神清和天皇紀同し○今按に上に

生魂神ありまた生國生日生弓矢生太刀などいと多く

榮井 考云紀にも式にも福井神とあり榮福幸などハ言意

ともに同じ

津長井 考云記式ともに綱長井神とあり訓ハ同じ○記傳

云井の深きは水冷かなる故に釣瓶の綱の長さ由を世の

長さ由に懸て稱へたる此三の名ハ御井神のみ名と種

々稱へたるあり

阿須波 考云古事記に大年神の子にて庭津日神次阿須波

神次波比岐神とあり萬葉二十上總歌に爾波奈加能阿須

波乃可美仁古志波佐之阿例波伊波々牟加倍理久麻豆爾

とよめり○記傳云足場の義にやあ。い。をあ。すと云は地名

の足羽などは是なり凡て何處にまれ人の足ふと立る地を

足場と云ふ今世に足場のまきあしきあど云ふめりきて

此神は人の他へ行くとて万の事業とあすとて足ふ

み立る地と守り坐す神あは故に毎家に祭りしにや越

前足羽社記曰古者男大迹天皇居於坂井郡三國之地焉於

是鎮祭大宮地之靈故呼足羽以爲地名也と云へる此説古

傳と聞ゆ大宮地の靈とは此阿須波の神を云ふなり

波比岐 記傳云波比入君の意ハ伊は比の韻にある故に省

き又理と美とを省けるなり後撰集春上に通む住侍りけ

る人の家の前なる柳を思ひやりて躬恒妹が門の波比入

に立る青柳に今や啼らむ鶯の聲堀川百首にも柴の屋の

はいりの庭におく蚊火の煙うるさき夏の夕暮これらを
思ふに門より屋内に入るまでの間の庭と波比入といひ
しなり波比入とたゞ步入にて今世言にもはいるとい
ふ是なりはふといさゝかの間の所を行くことなりあ
く此神は其波比入の庭を守り給ふ神にやあらむに今世
脚前白洲あせいある所かれは家庭の中に就て
もむねとす所なれば殊に此神ますあるべし
皇神乃敷坐 講義云敷坐ハ其任と及ぼすの謂なり万葉に
天皇の敷坐國また百敷の大宮所とよみ常に屋敷とい
ひ物に及ぼすことに布徳などいふ志久これなり此と知
に通へて宮柱太敷と宮柱太知などいふに似たれど敷
ハ此より先に布キヨ及すの意知は彼より此に歸順キヨく意に
て等カかぞ

宮柱太知立 記傳云下津磐根を底津磐根とも云ひて凡て
上代にハ神宮と人の舍宅も伊勢神宮などの製ツクの如く地
を掘て柱を立る故に此稱辭あるなり石根ハ殊更に礎を
するに非だ地底にもとよりある石根イソを深く掘て立る
といふ義イかり此稱辭を古來たゞ柱の字へどのと心得た
れどさにあらだ萬葉二に水穗國を神隨太敷坐而云々又
一に太敷爲京乎置而云々また二に飛鳥之淨キヨ之宮爾神隨
太布坐而云々などある例を思ふに宮柱太知を其主の其
宮を知坐と云ふイかり太も右の萬葉に柱イらて國と知坐
にも云へれば只廣く大きにと云ふ稱辭なり布刀幣帛布
刀詔戸太占イなども云へりかゝれを此語は専ら柱にかゝ
るにあらだ其宮の主と係れる語なるを太と云ふが柱に

縁あるから宮柱太知と云ひて兼てその宮を祝たるものなり○講義云皇御孫命の敷坐る大宮所なれど上に云る如き子細ある故に皇神の敷坐下津磐根にと書を易て申させ玉ふなり第二詞に皇神の依し奉らむ奥津御年云々依し奉らばとある如く百姓の耕し種ることどりく云ひて其事と神に係たると同じ

高天原爾千木高知 記傳云高天原には深くと云むとて下津磐根爾といふに對へてたゞ高きことを云ふ古言なり千木は上代の家造に屋の左右端に在て其本は前後の軒よりして上りて棟にて行合ふを組達へて其末を長く上へ出したる物にして其棟より上へ高く出たる所を云ふなり高知もたゞ氷木の事のみにあらず主の其宮を知り

坐すと云ふ高も上の太と同く稱辭なり續紀聖武天皇の即位の時の詔に天下乃政乎彌高爾彌廣爾云々萬葉六に吾大王の神隨高所知流稻見野の云々又自神代芳野宮爾巖通高所知者山河乎吉三この歌もて心得べしさて氷木は高く上る物なる故にそれによひりけて兼て其宮をもほめたること全ら宮柱太知と云ふに同じ

瑞乃御舎乎仕奉 後釋云美豆は物の美しきをほめ云ふなり御舎は御殿なり仕奉は造り奉るを云ふ凡て下なる者の上の爲にする事とば何あさにて仕奉と云ふあり天御蔭日御蔭登隱坐 考云天と覆ひ日と覆ふが爲の屋なるを文にりく云ひなせるあり○後釋云隱は加久理と訓べし古言に多く然云へりさて隱とハ御殿の蔭に覆は

れて其内にまゝと云へり人に見えしとて隠るゝに
はあらざ

安國登平久知食 後釋云安國は安き國と心得てもあるべ
けれど猶いさゝか異なるべし安見く、吾大君と云へる
是なり○記傳云食は見す也但常に他人見を見すと云ふ
とは異てたゞ見を美須といひ見賜を見く賜と云ふ一の
古言なり云々あゝれば本を物と見ることなるを國を治
め有ち坐とことに用るなり君の御國と治め有ちますを
知とも聞とも食とも申す也君の此國と治め有ちますは
物を見るが如く聞くが如く知るが如く御身に受け入れ
たもちますを云ふなり

御門能巫 講義云神名式に御門巫祭神八座並大月次新嘗

櫛石窓神四面門各一座豊石窓神四面門各一座とある社
の祈年祭の詞なり

櫛磐間門命豊磐間門命 考云古事記に天孫天降坐す時に
思兼手力男天石門別の大神たさ有て次に天石門別神亦
名謂櫛石窓神亦名謂豊石窓神此神者御門之神也と云り
○記傳云櫛豊ハ例の稱名間ハ眞の意石ハ其眞門の堅固
き由にて石門と云ふに同じ

湯津磐村能如 考云湯津ハ五百の略村ハ群なり○今按に
津ハ一つ二つのつなり紀ハ五百箇と書きたるにて知る
べし

塞坐 講義云塞ハ障有にて其湯津磐村の如く立塞り障へ
留め給ふ形象の語也

朝者御門開奉云々 講義御門祭の條云古語拾遺に日臣命帥來目部衛護官門掌其開闔と見え姓氏錄大伴宿禰條に云々雄略天皇御世云々奏曰衛門開闔之務於職也重若一身難堪望與愚兒語相伴奉衛左右勅依奏是大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣也と見えたる如く上古より大伴佐伯の二氏門部を率て御門を衛護りたりなり中古以來六衛府の官出來て諸門の禁衛を主ること人の知れり如く然るは御門の開闔の神業に託たれば全く人の爲業には在らば幽より神の賛けて物爲させ令め給ふ所あるが故也 疎夫留物 講義云下なる神門祭詞に四方四角與利疎備荒備來武云々又道饗祭詞に根國底國與利鱗備疎備來物なとある妖鬼と云ふ○同御門祭の條云神代記に高皇產靈

尊敕大物主神汝若以國神爲妻吾猶謂汝有疏心云々とある是は惡神の例に非ずと雖此文は假て説くべしとある天神は八百萬神の主宰に坐し天皇は天下人民の君主に渡らせ給へば本より歸順ひ仕奉りて其大御旨を仰き奉るべき天地の大道なり此大道に依るを誠歎と云ふ此に反して神にも皇にも歸順ひ奉らず其大御旨を放りて親しみ奉らざるを疏心と云ふと同じ云々○今按に朝廷に親しみ奉らざるを疎ふと云ふ物は書紀に邪鬼をあしきものとの訓あるものに同じ 自上往者云々 講義云邪神姦鬼は能く天に上り地に冲るが故に人の如く門戸より出入ると云ふにも定ること無れば上より下より荒び疎び來むを何方よりも入りめし

と守り給ふとなり

夜能守日能守 講義云晝夜と捨だ守らせ給ふ由なり

生島能御巫 史傳云大八洲の國々島々の御靈の御功德と

總稱へて生島足島と申し又生國足國とも稱すその古語

拾遺に神武天皇の御世の事記せる所の皇天二祖神の詔

により神籬を立て祭り給へる神の中に生島是大八洲之

靈今生島巫所奉齋也とありて神名式に神祇官西院坐生

島巫祭神二座並大月次新嘗生島神足島神とあり古來よ

りいと重く祭らせ給へり

生國足國 史傳云生と足と對へ云ふ例ハ生玉足玉生日足

日など數多あり

島能八十島 考云島ハ即ち國を云○史傳云次文に狹國者

廣久云々とあるを思ふべしたゞ語を互にしたるのち

り○講義云鎮火祭詞に國之八十國島之八十島とあるを

れにて此大八島國よと始めて大地萬國とすべていふ語

なり

谷蟻乃狹渡極 考云こは他よは谷蝦蟇とあり爰には字を

略けり詞ハ万葉に谷具久と云るこれなり○後釋云狹ハ

借字にて眞渡なり此物ハいづくまでも靈しく行通る物

なる故に云へり

鹽沫能留限 考云こは海湖の満ち行く時流るゝ沫の至り

留る果といふにて天下の遠き限りを譬ふ

狹國者廣云々 講義云狹國者廣久は鹽沫能留限より受た

り鹽沫の彌凝に凝り留りて漸國土の大きく成れり古

説にて當今も彌廣りに廣く居る形象といふ峻國者平久
は谷蟻能狹渡極より受たり大地の凹き所は江海たり凸
き所ハ山嶽なり其凹き所は所謂大海なり湖沫水沫の凝
成て狹國も廣くなれるが其凸き所ハ山嶽にして之を平
にせざれば國の面足らはず云々
墜事無久 考云おつるハ漏るゝに同じ島と國ハ同じきを
知らせて互に云ひ其國々漏落ず御孫命に依り奉ると也
依左志奉故 史傳云皇神の敷坐す國のあらゆる限を皇御
孫命に依り奉ると云へるなり
辭別 考云言に云ひ別けてと云ふのみ○講義云伊勢大神
宮祈年祭の詞ハ此下にありて天皇我御壽爾坐云々と此
に就て其餘に尙申させ給ふ事の御座て此詞ハ申させ給

ふに依て辭別てと申させ給へり辭別ハ上に專要とある
事どもを云ひ竟て其餘の事と述べむ料に殊更に改めて
云ひ起す詞なり江次第行幸神祇官被立伊勢奉幣使儀に
有辭別之時參草とあるともて辭別云々は別條なること
と知るべきなり

伊勢爾坐 講義云貞觀儀式に諸社の祈年の幣帛と神主祝
部等に頒るゝ所に大神宮幣帛者差使進之と見え他社の
例に異なれども儀式は共に行ひ給ふ故に伊勢に坐とい
云へり

天照大御神 今按に此大御神の御事ハ誰も知り奉れるが
如く尙下に申すべし

大前 講義云大前としを申させ給ふことハ殊に深く崇重

奉り給へるものなり古語拾遺に天照大神者惟祖惟宗尊
無二自餘群神乃子乃臣誰能敢抗と見えたる如く天地の
間に二多く尊く畏くおはしませよとの義おれば其御禮
典も御崇敬も自餘の諸神には豈に超越させ給ふ御事也
皇神 今按に皇字の下に考に大神の二字と補えられたるを
史傳にも從はれたり

見霽坐四方國者 講義云見は所知食また聞看の食看の言
と同じく其身に稟持て其事を知行ふ由かり霽へ照と同
じ欽明天皇の大御名天國押開廣庭天皇と申せるも天と
國とと押照し坐て場廣く知食す由の稱名なり御鎮座本
記に鴈戸押張云々とあると鴈戸押開にて遙に遠く見晴
るし坐りとの義にて其極は御照し坐す由に歸めり四方

國は大御神の高天原より御霽し御照し坐る境界と大
凡に云ひて天地の底際の内と指すなり同語ながら大祓
詞に四方國中とあるとは用法異あり

天之壁立極 考云夫の壁の如く四方に側て見ゆ○講義云
國之退立限に對へて蒼天の壁の如く常へに立る極とい
ふことなり

國之退立限 考云退立は遠ざかて立なを左と曾と音通ひ
加利の約は伎なれば延ても約ても云へて万葉に同じ言
を天雲の曾久敝の極天雲の遠隔の極遠けどもなどある
は曾介の介を延て曾久幣と云に同じ言なり古事記に久
毛婆那禮曾伎遠理登母もあるも同じくて伎介久と同音
なり且つ放と退はこゝろ通へば退とも書きつ立は右の

壁立の立の如く(後釋云こゝは天に對へて地を國と云り立とハ大海と遙に見渡せば彼方は高く見ゆると云ふ) ○講義云國は此大地の全をいへば我居る所と以て正中と定め四方を觀覽すれば我が居止する所大地の最高となり四方皆卑下とある故に退立限とは云へり ○今按に曾伎は曾久と下へ續くる故に如此いへり曾久幣は退く方なり曾介は令退にて曾久幣の約にはあるべからず尙委しくは記傳等に云はれざるを見るべし

青雲能靄極 後釋云青雲とは青き空を云ふ ○史傳云上、文に天といひ國と云ひこゝに青雲云々白雲云々とあるは四方を云へるなり

白雲能墜坐向伏限 考云向伏とは遙るに向ひ見るに墜伏

てある雲の限りを云ふ万葉に天雲の向伏國神功紀に天疎向津媛との外多し

青海原 講義云たゞに海と云へり青と冠らせたるは青雲などの青と等しく其所に至らずして遠く望みたる形象を云ふ

棹柁不干 考云船の間も亦く通ふを云ふ柁は古事記に新羅王の云不乾船腹不乾船楫などあり是等字は異なれどこゝの言はさざざとよむを例なる ○講義云船路の行至る極を云ふ不干と不休息と云ふに同じ

舟艦能至留極 考云陸にてハ馬爪至留限と云ふに同じ ○講義云万葉十八に布奈乃倍乃伊波都流麻泥爾と詠るに同じく船の艦先の向ひ到る極限と云なり

舟滿都々氣氏 考云陸にてハ長道間無といへり○講義云
句を隔て狹國者廣くへ續き又上に還りて青海原は云々
の語を引起す意ありて其義上下に互る明文あり
荷緒結堅氏 考云諸國より今年の初物を奉るを荷先と云
ひて篋カネに納め荒薦アラサシに包み緒イトして馬ウマにのせ馱ツケるを云ふな
り万葉に東人之荷ノ先の篋カネの荷ノ緒イトにも妹情イモコトに乗ノりける
かもと見えたり

履佐久彌 後釋云磐根木根にて凸凹ウツコある道を踏み行くと
云へり

長道無間久立都々氣氏 考云こゝを暫く云ひ切て次の荷
前へ續けり○史傳云道の長手の間無きはなり貢物の荷
馬の立續くを云へり○講義云上の例に長道無間立都々

氣氏と自陸行道者云々の上へ回らして心得べし此亦句
を隔て峻國者平くに互る爲に錯綜せるなり

狹國者廣云々 史傳云狹き國峻國より御調進るとしては
その道の狭く峻く物進るに障ることのあるべきと然
ること無くや云とよく云ひなせり

遠國者八十綱打掛互引寄如事 考云遠國者云々は三韓は
本よりにて種々の國も追々に貢奉りしこと古へ多りり
し故に云へり又狹國は廣くとは出雲風土記に其國狭く
作りしとて新羅其外の國の餘りを八十綱打あけて引寄
せし事を云へり其等の意に同じ○講義云遠國は海外は
諸國を云へり八十綱云々は外國の方物と引寄せて貢
免給ふ譬なり云々考説の如く出雲風土記なる國引の例

にて國土經營の當昔には何らもろゝの事のあるべけれ
ば其古事に本づきて此譬はあるなり

皇大御神能寄奉者 考云右の事ども皆大御神の御依しな
ると云ふ

荷前者 考云是をのさきと訓べき例など萬葉考の別記に
出づ云々萬葉に荷向と書くにても著く扱こは諸國にて
出来る調の初物を大内へ奉りて大内より伊勢と始めて
諸陵へも奉出し給へり○講義云政事要略に職員令を擧
て其下に基按義解所謂荷前者四方國進御調荷前取奉故
曰荷前とあり云々重荷荷緒などいふ時は邇と云ひ荷前
など連るときは能と云へり

殘波乎平聞食 考云その餘と御孫命の嘗坐すあり

皇吾睦神漏岐命神漏彌命登 史傳云神漏岐命は高皇產靈

神を申し神漏彌命と神皇產靈神を申す御稱あると此に
大御神一柱と云ふと稱せることは上件の御幸ます故に別
にかく尊み稱へ奉る由なりそは女男二柱に申す言と大
御神一柱に稱せるを以て辨ふべし故命登と云ふなりこ
の登と神漏岐命神漏美命と稱奉ると云ふ意の登なり○
講義云既に云る如く皇大神及天社國社の神等を如此齋
奉らせ給ふ御事へ皇祖天神の詔命に因准たまふものな
りされば此は大凡に皇祖天神の詔命に依せ給ふ御事を
神にも顯はし申せるにて此の登の詞へたれに就て云へ
り○今按に此に兩説並載たること上の大巫祭神の下に
云へるに同じ

宇事物頸根衝抜 考云鵜鳥あ潜くにハ頸を倒に水に衝入
るを人の頸もて地につき散ふに譬へたり且頸根を首根
なり頭を倒にするにハ先つ頸おもとなるを以て云ふ事
物は即ち物を云ふ詞にて萬葉に鴨自物水に浮居てと船
の浮び居るを譬へ云ひ肉自物膝折伏氏と人の膝を屈め
て散ふに譬へたる類なり衝抜は突通すと云ふに同じく
て事と強く云ふなりさてこえ御孫命の御自散ますさま
なり○歴朝詔詞解云大平説に自物を状之なるべし邪麻
と自毛と通へり鹿自物は鹿状之にて此類皆同じ○史傳
云事物は即ち其物を云ふ詞といはれたるえ違へり鵜の
如くと云ふ意ぞと云えれたるに從ふべし
御縣爾坐 考云縣は後に郡と云ふに同じ故文は古に依て

縣と云へり即この六つの縣の郡の名の同じきを以て知
るべく且郡ちふも暫く後に定られたるなりさてこの御
縣は令に官田と云ふよて畿内に天皇の供御の物と作
御莊と云ふも是也○記傳云阿賀多は上り田にて元ハ畠
のふとなり田と云は田をも畠をも統ふる名にて其中に
水のつりぬを畠とも上田とも云ふ水田よりは高く上り
ある由なり神代卷ふ高田萬葉に上爾種蒔などあるは水
田は高きと云るなきと高處を阿宜といふ證なきさて阿
賀多は元畠の事なりと云ふ據ハ八千矛神の御歌に夜麻
賀多爾麻岐斯阿多泥都岐云々高津宮殿大御歌に夜麻賀
多爾麻都流阿袁那母云々などある夜麻賀多は山縣の謂
なるに求し蒔蒔る青菜などあるを以て山ふる畠なるこ

とを知るべしさて祈年祭祝詞に云々これに甘菜辛菜云々
々どあると思ふべし此六御縣の殊に近く京畿に在て朝
廷の御料ふ陸田物を作りて貢進る地なるが故にその神
を重く祭りたまひて如此く祈年の祝詞もあるなりあ
れを縣と云ふはもと御上田より起れる名にて又それ
准へて諸國に在る朝廷の御料ふ地をも云ふ云々あくて
漢字と用る世になりて此阿賀多に縣字と當て書ならひ
てや、後に必しも朝廷の御料ふ地ならねども彼漢國
にて縣といふにあたる程の地とばすべて其縣といふこ
とになれるなりや、後に縣と云ふほどの處をば元は其
をも國といひなり阿賀多と云ふはもと朝廷の御料
地に限れる名なり云々かくて後孝徳天皇の御世に至て

其ほどまて縣と云ふ程の地を皆郡と名けて天下悉く國
と分たる名を郡と定められて某國の某許保理といふ也
許保理と云は古より有し名に非ず新
井氏云こわりの韓語より出たり云々 ○講義云御縣ハ朝
廷の御料よて供御に備る雜菓雜菜と貢る地を云へり内
膳式に園池と云る是也阿賀多ハ頽田の義なるべし方疆
と限りて頽ち知る意にて名けたるなり田とハ陸田をも
水田とも統たる名なるが阿賀多と云ふ時ハ一方域の總
稱となれり記傳に上田なりと云れ倭國六御縣ハ記傳の
説の如く此ハ殊に近く京畿に在て朝廷のめし給ふ陸田
物を作りて奉れど此に准て餘國の縣をも然かり云
ハむハ僻説あるべし云々さて朝廷の御料を上古ハすべ
て御縣といひ區別ハ御園とぞ云けむ云々今京となりて

ハ内膳式に園池三十九町五段二百歩云々此を統領と
園池司と云ふ今京となりてハ園池司ハ官廢れて内膳司
に屬るものなり中古に莊園といふものは此御園より轉
に屬るものにて言義は御園に同ぢくして
上古に御縣といひし名殘あり然れども今京にてハ然すおに上古の制
と易せ給ひ難くて御園は上に引る或文れ如く京近き
地に移させたまひしりども猶古制に因准て大和の六御
縣に坐す神等を主と祭らせ給ひて京外の御園神はなほ
次に立たまへりさて此詞に御縣に坐す皇神等と申せる
ハ決く豐受毘賣神あるべし云々御縣に坐とは天皇の供
御たまふ御縣に坐てその營る所のものを守り坐す神と
申す意なきば其神は誰り坐さむ豐宇氣毘賣神と除て尤
非じと思ゆればなり云々三代實錄に貞觀三年五月甲戌

朔授園池司無位御氣津神從五位下とある園池司後に廢
れて内膳司にて管領せるお故に式には内膳司園神十四
座とあり云々御縣坐神とは豐宇氣毘賣神の茶園と守ら
せ給ふ分御靈神あること更なり○今按に講義の説おも
くろけれど記傳も捨おたければ並へ擧たり見む人えら
ゑて取るべし

高市云々御名者白馬 考云此神たちの御名は別にあれど
こゝはたゞその社の坐す所を御名といひなせり式にも
六なおら御縣坐神社とのと擧られたり○山城の京とな
りては内膳職の十所の御園を定め各々の御園の神十四
座とも祭て坐せどなほ古へに依て大和の六縣は月次新
嘗の祭など絶させ給はざるなり○神名式云大和國高市

郡高市御縣神社 名神大月 葛下郡葛木御縣神社 大月次
 市郡十市御縣坐神社 次新管大月次 城上郡志貴御縣坐神社 新管大月次
 管 山邊郡山邊御縣坐神社 新管大月次 添下郡添御縣坐神社 次新管大月
 次新

山口爾坐 講義云月次祭の詞に山能口とあれば能の辭と
 加へて稱ふべし廣瀬祭の祝詞に皇神等の敷坐す山々の
 口より云々又記高津宮段に那良山口みどあるも此に同
 しく山に入り立つ口といふ義にて俗に山の上り口とい
 ふ是なり云々此詞の宮室を作る料の宮材を伐るの用に
 就きて山神を祭らせ給ふなるを其御祭の山口にて行
 せたまふことなるが故に其御社に山口にて齋祀らせ
 たまへり云々

飛鳥云々御名者白氏 神名式云大和國高市郡飛鳥山口坐
 神社 大月次 十市郡石寸山口坐神社 大月次 石村 ○本居翁
 村字 新管 城上郡忍坂山口坐神社 大月次 同郡長谷山
 て書るなり 大月次 高市郡畝火山口坐神社 大月次 十市郡耳
 口坐神社 新管 無山口坐神社 大月次 ○考云其社の在る所を御名とする
 無山口坐神社 新管 へ上に同じ凡そ山口に坐す神と云ふは多うれど殊に此
 次の社を月次新管と祭らる扱畝火耳無の孤立し山にて
 今にてハ宮材となるべき木ハあらねどいと上代に此六
 の山にて探初られし由ありて諸國にて探せらるゝにも
 先つ此山口の社を祭りたまふことゝやなりつらむ○講
 義云今の京となりてハ山城國にあそ山口神社を定めさ
 せ給ひて齋らせたまふべきに尙大和國にて祀らせ玉ふ

事ハ上に云る如く神代の幽契を重み給ふ所なり云々
畝火耳無二山ハ甚も上代ハ宮材採るべき繁山なりけ
むを國中に突起せる山なる故に既く伐り盡したりけむ
云々

遠山近山爾生立爾大木小木乎 考云遠山ハ諸國の山なり
萬葉に藤原の宮造の材を近江の田上との外四方の國々
より持參ふことを云へり是を以てこゝと知るべし○講
義云生立留ハ生立有なり記高津宮段に於斐陀氏流佐斯
夫また朝倉宮段に於斐陀氏流毋々陀流都紀賀延波とあ
りて木に云ふ語なり草にハたゞ生出と云り
本末打切兵持參來兵 考云大殿祭の條に今奥山乃大峽小
峽爾立留木乎齋部乃齋斧乎以伐採兵本末 波乎山神爾祭

中間乎持出來兵とあるに均し○講義云その遠近の山に
て採る所の大小の木どもの本末をば山神に奉り置て其
中間と宮材に用ふ事と云るにて云々本末打切兵は本末
と打切殘し置くと云ふなり持參來ハ持出來といふに同
し宮材を引く事は萬葉一卷藤原宮役民歌に筏に作りて
川より流し歩より運ふなど種々なり委しくは其歌に就
て見るべし

四方國 考云よもは四面の略にて方と書くはことわりの
と

水分爾坐 考云古事記に天水分神 訓分云久麻とあればと
くまりと云なり後世の訓は由なく此水分ハ文武天皇紀
に奉馬于吉野水分峰神祈雨也萬葉に神左振磐根已凝敷

三芳野之水分山乎見者悲毛などあり○記傳云水分は
麻理は分配にて水と分り給ふ由の御名あり○史傳云水
分神の坐す所と即水分といふなり

吉野云々御名者白_氏 考云所を以て御名とする事上に同

○神名式云大和國吉野郡吉野水分神社 大月次 宇陀郡

宇太水分神社 大月次 山邊郡都介水分神社 大月次 葛上郡

葛木水分神社 新嘗大月次 ○考云今山邊郡鞆田村と云ふに

都介山といふ山あり葛木は今葛上郡増村といふ所にみ

こもりといふ所あり

皇神等能寄奉牟奥津御年乎云々 講義云此同文上なる御

年神詞にも在り然れども御年神は農事を守護給ひ水分

神は水理を知食して其主宰る所殊異なり是以彼詞には

手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄_氏と續けて田を殖るより

稻の成立まて其勞く狀と悉く云含めたるものにて此詞

と同事の委しきならず云々此詞に皇神等能寄奉牟云々

とあるをまきとは異ありさるゝ水分神ハ田に水と分配

附與給ふ神に坐す故に農事の上にハ拘りなからに拘

り給へぬ所あり是以農事と云はざるなりさて雨水こそ

ハ人力の及ばぬ事なれ田に水を灌くことハ民の事業な

るを皇神等の依り奉と云るハ顯にころ人の引する水な

れ幽より水分神の相預して其事を能せしめ給へるが其

即水分神の天皇に奉り給ふ由あり

顯 爾汁母 講義云あの顯にも顯へ上に初穂とばと云る

其を指すにて第二詞に千顯八百顯爾奉置_氏の詞と省か

れたるふれどそれなりに能く通ゆるかり

朝御食夕御食 講義云記日代宮段に朝夕之大御食と記され大神宮儀式帳に朝大御饌夕大御饌と作て常住不斷聞食大御食と云ふ事と心得て宜しけれど尙考るに天皇の供御を始て諸人の食物古昔より朝夕二度のみなりしかり大膳式新嘗祭條に當日給食料と記さきて其男辰日旦女卯日夕辰日旦給之ニまた辰日夕於ニ省家給之ニなども見え

て旦夕の二度より外無し
加牟加比 後釋云加は宇加之御魂など云ふ宇加の宇を省けるにて食なり食の宇氣の宇を省けるにて加と氣といふなり酒を佐加竹と多加といふ如く宇氣も上にある時ハ宇加とも云へり牟加比ハ萬葉の歌に御食向カキとよめ

る向にて神に物を手向と云ふも同語なり牟久流ハ令コト向にて奉る方より云ふ詞。牟加布はそを受け給ふ方より云ふ詞なれば加牟加比は食向カキにて御膳につき給ふと云なり爾てふ詞は下の聞食へかけて云へり

長御食能遠御食 考云長も遠も祝言なり○講義云第八詞に此六御懸能生出甘菜辛菜手持參來玉皇御孫命能長御膳能遠御膳登云々と見えたと同じ續げざまあるが彼は菜蔬と以て長御膳の遠御膳といひ此ハ稻穀と以て長御食の遠御食と云へるが其差異分明ワカしからずはえあるまじき事あるに依り朝餉夕餉に着坐す事と云るなる赤丹穗爾聞食 考云丹はもと赤土といふ且その赤き餘光と穗と云ふ萬葉に紅衣染雖欲着丹穗哉人可知シなどいへ

て扱こゝも御孫命の御病おほくまさだ大御顔の赤きを
申せり下の神賀に赤玉能御阿加良比坐ちふも同じこと
なり○講義云赤の豊明の明と同じく御食にまれ御酒に
まれ聞食す時へ其精氣一身中に充滿て大御顔の麗はく
く赤らみ坐す意なり丹は記に阿那邇夜志紀に熹哉美哉
一書に妍哉此云阿那邇惠夜神武天皇紀に妍哉此云鞅奈
珥夜また玉を爾と云ふ如く物の美麗しく美好きを云ふ
言にて凡て諸物の氣韻の云ひ知らず微妙なるを句と云
ふなど此に同じ穂へ稻穂瑞穂などのほも元一つなり物
の精粹純粹あるを指す事にて秀真國麻保呂麻などある
も同じ

諸聞食登宣 講義云第一詞に集侍神主祝部等諸聞食登宣

とある結びなり考に此の中ちに擧ぐ祝詞どもに略き
ていと始の文と此所とに云て事と終たりといはれたれ
ど然らずさるは此祈年祭詞較て十段あると各々其社こ
ろを別ありけれ宣命と受賜たることと同一にする事な
る故に各自に異り乍ら其首尾を同度の事なる故に此を
混同にせるものなり

辭別 考云事を更に改めてゆく云ふ事上の條に均く○講
義云此は上に擧たる諸祝詞に皇御孫命能宇豆能幣帛乎
稱辭竟奉とある其幣帛を取頒つ毎に宣る詞なり貞觀儀
式又四時祭式ともに中臣進就座宣祝詞每一段畢祝部稱
唯宣訖中臣退出云々と見えて右の詞どもは幣帛を頒る
ゝより先に中臣此を宣るが其後にあること故に辭別と

云て其境を分てり式儀式ともに忌部二人率神部二人進
夾案立監頌幣事史以次唱御巫及諸社祝各稱唯云々どあ
まば此辭分たその幣帛の度に宣るなり然まば此一段は
忌部の宣るなるべし諸社祝部稱唯とあまばなり○今按
に此の稱唯は史の某々と呼ふに答ふるにて忌部の此詞
を宣る故にはあらし忌部の宣る事別に證なければなり
猶考ふべし

忌部 考云齋部氏の神祖太玉命は万の大幣を司とれば磐
戸の前にて其事を執つ故其子孫大幣と奉り諸の社へ頌
つ事などを仕奉りぬ○記傳云忌部とは神を奠祭る種々
の物を作り又然らても凡て齋潔清在て事をなす職をい
ふ名なり○講義云忌は伊波布伊都などの伊また悠紀由

志里。由麻波利などの由より活きて嚴重に齋み慎む由な
り云々又物と忌避る事に用る語なるハ主と忌慎む事の
あるに依てその他を避るなり

弱肩 後釋云弱肩とは肩はつおひ目にて折屈む所なる故
に弱とは云なり今世言に腰を弱腰と云ふも肩と同く
腰もつおひめにて折かむ故にいふこと同く

太多須支取掛帛 考云忌部は神事の時手行ある故に襪を
かくめり御膳に仕奉る男女の襪領巾を掛るお如く
持由麻波利 考云持はその幣帛と取まりなふより云べし

由ハ伊牟の約なり仍て古は齋む事と由と云り即ち下の
神嘗の條に持齋波里と書つ麻波利はその美を延たる詞
なること上の字其奈波里の下に云るに同じ○講義云記

傳伊豆能賣命の下に説れたる如く伊豆は汚垢の滌被て
明く清まりとる意にて齋忌齋庭などの齋も伊豆と同意
にて語も本一なりと云れしはさる事にて古書どもに多
く齋字とも忌字をも當らまたり其意上なる忌部の忌に
其義同く麻波利へ侍在の字の意にてこは其齋清めとる
形状を云ふなるべし由麻波利は齋侍在清麻波利は清侍
在の義なること疑なく

仕奉禮 講義云忌部の齋侍在て其事に勞き功しむ事を云
なり記傳に仕奉は上たる人に事る業には萬事に云ふな
りといはれたり

神主祝部等受賜氏 後釋云賜は朝廷よる出給ふ幣帛を
受取と云ふ○講義云第一詞に集侍神主祝部等諸聞食登

宣と云ひ終なりその祝詞は畢て今は幣帛を頒行たる
る所なるに依て受賜氏とハ云り受賜はその受る方に付
て云ふ語なり

事不過 講義云其社々へ祈り奉らるゝ事あり譬へば御縣
神には茶疏の事と乞申させ給ふに依てその祝詞あり其
幣帛あり山口神にハ官材の事と祈申させ給ふに依て其
祝詞ありその幣帛ある如く各々其天社國社の神等の
成し給ふ所の御徳を仰ふせ給ふ由なり云々不過のわや
まづハ誤にて思えす其みず業の案外に悪く成行くと云
ふ語にて俗に間違と云ふに當れり云々中臣の祝詞を以
て宣り聞や忌部の幣帛を取て頒るゝを神主祝部どもに
忽卒に心得ること無く懇到に受賜はれと令するなり

捧持玉奉 講義云祈年祭の頒幣を捧け持て神に奉れと令
するなり
宣 後釋云宣へ何れも其祝詞を讀む者の宣聞するなり天
皇の詔ふ由に非ず

祝詞略解一之巻終

明治十六年九月十一日反刻御届
全 年九月 出版

定價三拾錢

著述人

東京府士族

久保季茲

原版主

全

平田胤雄

繹刻版人

大阪府平民

大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

發賣書肆

大 阪 書 肆

此花北北鹿小赤中岡梶淺森辻濱三前前岡中此田前松柳
村井尾村田谷志尾島田井本本本木川川田川郵中川村原
彦卯禹孝靜卯忠新真喜吉太信伊佐宗源茂勘正左善九喜
三二 入 兵 太三 七兵 右兵兵兵
助助郎郎七郎七助七造衛助郎郎助七郎衛助助門衛衛衛

備伊阿豐豐尾肥備薩雲全全全全全西東
前豫波前前州後後州州 京京
岡松德大中名能尾鹿松
山山島分津古本ノ兒江
屋 道島

渡土黑山野片長三吉園大武川杉田山加熊丸中眞豐梅吉
邊肥崎川依野崎木田山谷岡勝本中田藤谷善野部住原岡
源與源正曆東次半幸喜仁文德甚治茂正幸 啓武幾龜平
兵 三 四 兵兵右兵 二 兵 會 太
衛平助郎三郎郎衛衛門衛助郎助衛助七助社三助郎七助

